



# はじめに

## 1 待機児童問題



我が国では現在、共働き家庭の増加や家庭環境の多様化など、社会構造の大きな変化によって、特に都市部において、「働きたいのに子どもを保育所に預けられない家庭」、いわゆる「待機児童問題」の解消が喫緊の課題として挙げられています。

2020年9月に厚生労働省が発出した「保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）」によると、令和2年4月1日時点で待機児童数の全国合計は「12,439人」であり、待機児童数100人以上の市区町村は「22」に上ります。

近年では待機児童数は保育所等の整備によって減少傾向にはありますが、この待機児童数には「認可外保育所に入所して認可保育所の入所を待っている児童」や「保護者が求職活動中の児童」などは除外さ

[○年齢区分別の利用児童数・待機児童数]

	利用児童数	待機児童数
低年齢児（0～2歳）	1,109,650人（40.5%）	10,830人（87.1%）
うち0歳児	151,362人（5.5%）	1,227人（9.9%）
うち1、2歳児	958,288人（35.0%）	9,603人（77.2%）
3歳以上児	1,627,709人（59.5%）	1,609人（12.9%）
全年齢児計	2,737,359人（100.0%）	12,439人（100.0%）

(注) 利用児童数は、全体（幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む）。

れているため、実際の待機児童数はこの10倍ともいわれており、まだまだ予断を許さない状況です。

## 2 認可保育所と認可外保育所



待機児童問題の解消のためには地域の保育所を増設することが必要となります。

保育所には大きく分けて3つの形態があり、①「認可保育所」、②「認証保育所（東京都等の一部自治体のみ）」、③「認可外保育所」に分かれています。このうち公費から保育料の助成が出るのは「認可保育所」と「認証保育所」のみで、「認可外保育所」は保護者から支払われる保育料のみで経営を行っています。

「認可保育所」にはさらに「公設公営（自治体が設置して自治体が経営を行う）」、「公設民営（自治体が設置して民間企業等が経営を行う）」、「民設民営（企業等が設置して企業等が経営を行う）」の3つの経営形態があります。このうち「公設」の認可保育所についてはどの市区町村も予算等の関係からおいそれと公設公営、公設民営の認可保育所を開設することは難しいため、認可保育所の大半は「民設民営」となっています。しかし、民設民営の認可保育所での開設には保育所の経営実績や市区町村（または都道府県）との長期にわたる折衝と協議が必要であり、その数は思うように伸びていないのが現状です。

保育所の形態の中でもっとも始めやすいのは「認可外保育所」ですが、前述のとおり公費からの補助がないため、保育料が比較的高額となりやすく（逆にそれを差別化のための武器として特別教育や保育サービスを実施している施設もありますが）、また、収益の確保に苦戦しています。



### 3 企業主導型保育所とは

こうした保育所をとりまく問題を解決するための施策として内閣府が2016年に開始したのが、「企業主導型保育事業」という制度です。企業主導型保育事業は「企業が自社（およびその連携企業）で勤務している従業員の子どもを預かる」ための保育所として開設することができる制度であり、文字どおり企業が主導で開設を行うという点が従来の「地域主導」の保育所とは大きく異なります。

企業主導型保育事業の制度が施行される以前にも「企業内保育所」という制度はありましたが、保育所の人件費や設備費として支出した経費の「一部」が補填されるのみであり、助成は限定的でした。これに対し、企業主導型保育所では認可保育所に近い基準（人員基準・設備基準等）を満たしていることが求められる代わりに、認可保育所と同様に「運営費（児童1人につき）」が企業に支給されることとなります。さらに市区町村ではなく内閣府（公益財団法人児童育成協会）が保育費の助成決定を行うため、認可保育所と比較して申請や助成決定までの期間も短く、また制度発足当初は審査もそれほど厳しくはありませんでした。

この企業主導型保育事業の助成決定を受けた保育所が一般的に「企業主導型保育所」と呼ばれるものであり、参入障壁の低さや手厚い助成制度から、多くの企業がこぞって参入を行いました。

### 4 企業主導型保育所の抱える課題と今後の展望



企業主導型保育所は2016年の制度発足当初から急速に増加し、2020年3月時点では3,768施設、児童の定員数は合計で86,695人にも上っています（公益財団法人児童育成協会ホームページ参照）。しかし、あまりに急速に増加してしまったために制度の整備や審査といった「質」

の部分が追いつかず、現在において様々な課題が浮き彫りになっています。整備費等の水増し請求や助成金受給後すぐの閉園などといった助成金目的の企業の不正行為、児童の定員数に対し60%程度に留まっている定員充足率、基準を遵守していない保育所への指導の徹底など、解決しなければならない課題は非常に多く存在しています。

上記のような企業主導型保育所を取り巻く様々な課題や問題点が浮き彫りになったことで、「企業主導型保育事業の制度は廃止し、認可保育所の整備を進めるべきなのではないか」との声も少なからず上がっています。しかし、前述のように認可保育所のみで待機児童をまかなうことは物理的にも財政的にも困難であることから、筆者の考えとしては「企業主導型保育所を廃止する」のではなく、「企業主導型保育所のシステムを変える」ことこそが必要になってきていく時期なのではないかと考えています。

それには、政府側が企業主導型保育事業の制度や指導体制を整備していくことも重要ですが、民間側、つまり企業主導型保育所の経営者や、そこで働く従業員1人ひとりが保育の質を高め、法令を遵守することも極めて重要です。

## 5 本書の目的



筆者は埼玉県川口市の東領家という地域で「小規模保育所B型」と「企業主導型保育所」の2つの園を経営しています。小規模保育所のほうは川口市が非常に丁寧に指導や序言をしてくださり、さらに対面での相談もしばしば乗っていただけるので、右も左もわからない開園当初は非常に心強く、逐次担当の方に確認しながら運営を進めていくことができました。しかし、企業主導型保育所のほうはまだ制度ができて間もないこともあり、参考になる書籍がまったくといってよいほどなく、また頻繁に児童育成協会に相談することもできなかつたため、文字どおりすべてを暗中模索で進めなければならない状態でした。

本書はこのような経験から、「企業主導型保育所」をこれから開始しようとしている方々、そして既に運営をしている方々にとって少しでもお役に立てるような参考書のようなものがあれば……という思いで執筆しました。

具体的には、まず第1章で、導入として現在における保育を取り巻く政策、そして企業主導型保育事業の制度が創設されるまでの経緯と課題を解説します。

次いで第2章では企業主導型保育所を経営するにあたって理解しておく必要のある収入構造（地域ごと、年齢別の保育料など）と取得可能な加算の解説、そして企業主導型保育所をはじめとした「保育所」が受給しやすい助成金の要件や取得の方法を解説していきます。

第3章では、企業主導型保育所のみならずすべての保育所が抱える問題である「保育人材」について、労務管理と採用のポイント等を筆者自身の経験も交えて解説します。

第4章、第5章では「企業主導型保育所の経営」として、企業主導型保育所を経営するために必要なポイントを、筆者の経営する保育所の紹介も交えながら解説してまいります。

巻末資料として保護者の方や連携企業と交わす契約書や重要事項説明書、保育士等と交わす雇用契約書、そして保育所で使える就業規則等の様式集も掲載しており、筆者の社会保険労務士としての知識、そして保育所の経営者として積み重ねてきた経験をあますことなく本書に載せております。

本書が企業主導型保育所に関係する皆様の一助となれば幸いです。

令和3年9月 高橋 悠

## Contents

### はじめに 1

- 1 待機児童問題 1
- 2 認可保育所と認可外保育所 2
- 3 企業主導型保育所とは 3
- 4 企業主導型保育所の抱える課題と今後の展望 3
- 5 本書の目的 4

### 第1章 現代における保育の施策と 企業主導型保育事業

第1節 現代における保育の施策 .....	14
第2節 現代の保育について .....	15
1 認定こども園の誕生 15	
2 子ども・子育て支援新制度の施行 17	
3 企業主導型保育事業 23	
4 保育無償化について 40	
5 これから保育について（海外の教育方法の導入） 42	

### 第2章 企業主導型保育所の基準と 収入構造

第1節 企業主導型保育所における事業類型 .....	46
1 一般事業主型 46	

2 保育事業者型	47
3 事業所内保育施設型	47
<b>第2節 企業主導型保育所の基準</b>	<b>49</b>
1 利用定員および開所時間における基準	49
2 対象となる児童についての基準	51
3 職員配置の基準	54
4 施設基準	61
5 保育内容についての基準	67
6 食事の提供についての基準	71
7 衛生管理についての基準	76
8 健康管理についての基準	77
9 安全についての基準	81
10 秘密保持についての基準	84
11 苦情対応についての基準	84
12 その他の基準	85
<b>第3節 企業主導型保育所の収入構造と加算</b>	<b>91</b>
1 運営費の基本分単価について	91
2 整備費について	98
3 運営費の加算について	108

### 第3章 企業主導型保育所の労務管理

<b>第1節 「労務管理」とは何か</b>	<b>138</b>
<b>第2節 労務管理において留意すべきポイント</b>	<b>140</b>
1 従業員の「募集時」に注意すべき点	140
2 従業員の「採用時」に留意すべき点	141
3 従業員の「採用後」に留意すべき点	147
<b>第3節 就業規則について</b>	<b>158</b>

1	就業規則とは	158
2	就業規則の作成について	158
第4節 よくある労使間のトラブルとその対処法		160
1	「残業」についてのトラブル	160
2	「有休」についてのトラブル	162
3	「退職（解雇含む）」についてのトラブル	163

## 第4章 企業主導型保育所の経営

第1節 企業主導型保育所の経営理念		166
1	保育業界における従業員の現状	166
2	「理念」の重要性	167
3	理念の定義のポイント	169
4	「目標」の設定	170
5	働くひとには「役割」が必要！	173
第2節 実地指導について		175
1	実地指導とは？	175
2	実地指導を受けるにあたっての留意点	175
3	実地指導の流れ	176
第3節 企業主導型保育所が受給できる助成金		187
1	「助成金」とは？	187
2	助成金は返済不要！	187
3	キャリアアップ助成金	189
4	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	196
5	助成金獲得のためのポイントと留意点	200
第4節 人材獲得のための戦略と組織づくり		203
1	人材が保育所を選ぶ過程、人材のニーズ	204
2	ステップ1：事業所を「知ってもらう」	207

- 3 ステップ2：事業所の「思いを伝える」 207
- 4 ステップ3：「働きたい」と思ってもらう 208

## 第5章 企業主導型保育所「にじの園」 の紹介

第1節 保育理念 .....	212
第2節 保育方針 .....	213
1 「子どもの主体性を大切にします」	213
2 「異年齢との関わりの中で、 人の接し方を考える環境を提供します」	213
3 「肌で自然に親しみ、五感を楽しめる環境を提供します」	214
4 「たくさん体を動かし、じょうぶな体を作る環境を提供します」	214
5 「愛情がつまった無添加・無農薬の手作り給食で、食への感謝や興味 を育む環境を提供します」	215
第3節 保育内容の特徴 .....	216
1 モンテッソーリ教育の導入	216
2 無添加・無農薬の食材による給食	217
3 子ども達のありのままを受容する保育	217
第4節 職員への待遇等について .....	219
1 「職員さんの体と心の健康に配慮します」	219
2 「ゆとりをもって業務にあたれるよう配慮します」	220
第5節 職員との関係性について .....	221
第6節 経営方針と戦略について .....	222
1 理念の明確化	222
2 企業枠の確保について	222
3 従業員のモチベーション向上のために	225

## 卷末付録

- 1 雇用契約書 228
  - 2 就業規則（正社員） 230
  - 3 パートタイマー就業規則 245
  - 4 賃金規程 252
  - 5 企業枠利用契約書 257
  - 6 重要事項説明書 260
  - 7 児童票 269
  - 8 年間指導計画 274
    - ①3歳児年間指導計画（例）
    - ②4歳児年間指導計画（例）
    - ③5歳児年間指導計画（例）
  - 9 週日案 277
  - 10 避難訓練年間計画表（例） 278
  - 11 避難訓練計画案・実施報告書 279
  - 12 安全管理チェック表 280
- おわりに  
～これからの企業主導型保育所の方向性のヒント 281

## [第1章]

# 現代における保育の施策 と企業主導型保育事業

本章では、現在の保育を取り巻く政策、そして企業主導型保育事業の制度が創設されるまでの経緯と課題を解説します。



# 現代における保育の 施策

「保育」という言葉の歴史は古く、200年前のヨーロッパにおいて誕生したと言われています。産業革命による「婦人労働」の発生によって育児困難が起こり、それにより放り出された子どもたちのためにロバート・オーエン（Robert Owen, 1771-1858）やフリードリヒ・フレーベル（Friedrich Fröbel, 1782-1852）らによって社会的保育施設が設立され、婦人の就業保障と児童保護の両面を持つ画期的かつ身近な施設として各国に広まっていきました。

日本では昔から「家庭（主に母親）」や「地域住民」が子育てを行っていましたが、女性の解放運動、戦争、そして高度経済成長といった社会情勢の変化の中、核家族化、地域との関係の希薄化、女性の社会進出の増加により家庭における子育ての担い手が減少してきたことで、文部科学省・厚生労働省を中心に「保育」の必要性を訴える声が高まり、多くの政策や保育実践が行われることになりました。

近年での代表的な政策としては、幼稚園と保育所の機能、つまり「教育」と「保育」を一体的に行う「認定こども園」による幼保一元化、3歳以上の児童の幼稚園・認可保育所・認定こども園における保護者の保育料を原則として無料（認可外保育所については保育料の一部のみ補助）とする「保育無償化」、少子化、待機児童などの問題に対応するために行われた小規模保育所の創設をはじめとした「子ども・子育て支援新制度」の施行、そして「企業主導型保育事業」の開始が挙げられます。



# 現代の保育について

## 1 認定こども園の誕生



保育が現代に移行するにつれ、「保育所」と「幼稚園」を一元化すべきであるという議論が活発になってきました。どちらも「子どもを預かる」という面では共通していますが、保育所は社会福祉施設であるため「保育を必要とする」家庭の子どものみが通えるものである一方、幼稚園は「学校」という類型に属するために教育としての要素を有し、また保育の必要性がなくとも利用することができるということから、制度においては大きな違いがあります。

保護者の状況で子どもの通う施設を分けるのは好ましいとはいえないという考えは以前からあり、幼稚園と保育所を一元化すべきであるという意見も存在していました。この考えによって、早い時期から幼保一元化を進めた自治体も存在したようですが、一部における動きに留まるのみでした。

ところが、現代になり、従来とは違った視点から幼保一元化の議論が急速に進み、各地で幼稚園と保育所が一体化した総合施設が創られるようになりました。その理由としては、「少子化」「自治体の財政状況の悪化」「幼稚園の保育所化」の3つが主な要因となっています。

### (1) 少子化

少子化により子どもが激減した地方では、幼稚園と保育所を別々に設けると、絶対数が少ないために望ましい子ども集団を確保すること

が難しいということがあります。

## (2) **自治体の財政状況の悪化**

自治体の財政状況の悪化により、幼稚園と保育所を別々に設けるよりも一体化することで、施設維持費などの経費節約になるということがあります。

## (3) **幼稚園の保育所化**

働く女性の増加とともに、「預かり保育」を実施する幼稚園が増加することとなり、これによって幼稚園における実質的な「保育所化」が進んだことがあります。

なお、上記(3)の「預かり保育」とは、通常4時間を基準とする幼稚園の教育時間のほか、別途保護者の希望に応じて教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に教育活動を行う、というものです。特別な活動をせず子どもたちが自由に遊ぶ「自由遊び中心」型もあれば、絵画・英語・音楽・体操などの複数の活動を設定し、子ども（または保護者）がその活動を選択する「習い事・おけいこ事」型、サッカーなどの不定期な活動を行う「イベント」型など、様々な形態があります。

このような背景の下、2006年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定子ども園法」）」が施行され、「認定こども園」という幼稚園と保育所を一体化した総合施設が各地で見られるようになりました。

この幼保総合施設には、従来の幼稚園に長時間児の受入れ体制を敷いた「幼稚園型」、従来の保育所に短時間児の受入れ体制を敷いた「保育所型」、幼稚園児を短時間児、保育園児を長時間児、といったよ

うに分類せず、共通の保育時間を設定するなどして幼稚園的機能と保育所的機能をあわせ持つ「幼保連携型」、そして幼稚園でも保育所でもない地域の教育・保育施設が地方の裁量によって認定こども園として必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つの類型があります。

この認定こども園には、幼稚園と保育所の双方の機能を備えているため、保護者の要望にも柔軟に対応できるという大きなメリットがあります。しかし反面、デメリットも多く、例えば制度上では幼稚園児と保育園児が別に区別されてしまうため、財源も別で、さらに書類の作成や会計書類の保管等を別々に行わなければならないなど、事務が非常に煩雑であること、また原則として「直接契約（保護者からの申込みに基づいて入所者を園が決定する形式）」であるため、（自治体からの指導はあるものの）本当に園に入らなければいけない子どもが入園できない可能性があることなど、当初から課題も多々存在していました。

認定こども園については、以下で解説する改正によって制度上においてはかなり見直しがされたものの、「幼保一元化」という考え方の実現にはまだまだ課題が多く、地域や家庭の状況を踏まえたうえで、単に「幼稚園と保育所を合体させたもの」として機能していくのか、または双方の強みを統合して「幼児期の保育をより充実・発展させるもの」として機能していくのか、その方向性や位置付けが今後どうなっていくのかが、近年においても大きなポイントとなってくるかと思われます。

## 2 子ども・子育て支援新制度の施行



※ 以下、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET」([https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet\\_jidou\\_explain.html](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet_jidou_explain.html))を参考に執筆しています。

「少子化」「子育て家庭の孤立化」「待機児童」などの問題に対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められていましたが、こうした流れを受けて、2012年8月10日に参議院で「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）」が可決・成立し、2015年4月には、これに基づく制度である「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

この「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付、小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が行われることとなりました。

## **(1) 子ども・子育て支援新制度の開始**

子ども・子育て支援制度については、2010年1月に内閣府に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、その下の3つの作業グループで制度の内容等に関する検討が進められてきました。2012年3月には「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等の決定に基づき、政府が社会保障・税一体改革関連法案として「子ども・子育て支援法案」「総合こども園法案」「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革関連法案等とともに通常国会に提出しました。

その後、議員修正により「総合こども園法案」が廃案となって「認定こども園法の一部を改正する法律案」が提案されたうえ、他2法案も修正され、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）として2012年8月に参議院で可決・成立された運びとなっています。

子ども・子育て支援新制度では、「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設」「認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）」「地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実」の3点が主なポイントとなっています。

#### [○子ども・子育て関連3法（2012年8月成立）の趣旨と主なポイント]

##### ◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

##### ◆主なポイント

###### ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

###### ○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

###### ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

出典：内閣府資料

#### ア. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

これまでの自治体からの財政支援については、保育所には「保育所

運営費」が、幼稚園には「私学助成等」が、認定こども園には、これら2つに加えて「安心子ども基金」が給付されており、施設や事業ごとに財政支援の仕組みがバラバラでした。

子ども・子育て支援新制度では、こうした財政状態を再編し、すべての施設類型に共通の給付である「施設型給付」を創設して財政支援を一本化しました（ただし私立保育所については従来どおり市町村から保育所に委託費が支払われます）。

また、新たな給付として「地域型保育給付」というものを創設し、家庭的保育事業（定員5人以下）、小規模保育事業（定員6人以上19人以下）、居宅訪問型保育事業（子どもの居宅において保育を行う）、事業所内保育（従業員の子どものほか地域の子どもの保育を行う）の4つの事業について財政支援の対象としました。

特に小規模保育事業については、それまで認可保育所相当の基準を

#### 【○地域型保育事業の概要】

<b>小規模 保育事業</b> 	<b>事業主体</b> 市町村、民間事業者等 <b>保育実施場所等</b> 保育者の居宅、その他の場所、施設 <b>認可定員</b> 6～19人
<b>家庭的 保育事業</b> 	<b>事業主体</b> 市町村、民間事業者等 <b>保育実施場所等</b> 保育者の居宅、その他の場所、施設 <b>認可定員</b> 1～5人
<b>事業所内 保育事業</b> 	<b>事業主体</b> 事業主等 <b>保育実施場所等</b> 事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども（地域枠）
<b>居宅訪問型 保育事業</b> 	<b>事業主体</b> 市町村、民間事業者等 <b>保育実施場所等</b> 保育を必要とする子どもの居宅

満たしているにもかかわらず、利用定員が19人以下であることによって認可を受けることができなかつた多くの認可外保育所が新たに認可を受けられることとなり、また待機児童の最も多い年齢層である「0～2歳児」を対象としていることから需要も高く、毎年その数を増やしています。

#### イ. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園制度の改善も行われました。2006年度当初の認定こども園制度は、就学前の子どもに対する教育・保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして、保護者の就労状況によらずに利用できること等が評価を得ていましたが、前述のように幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型に分かれているためそれぞれの類型で認可を受ける必要があり、特に幼保連携型において「幼稚園部分」と「保育所部分」のそれぞれで認可を受けなければ運営できないことが問題となっていました。

この課題を解決するため、幼保連携型認定こども園を、「学校および児童福祉施設」としての法的位置づけをもつ单一の施設に改め、認可・指導監督が一本化されることとなりました。また、財政支援についてもほぼ一本化され、幼保連携型以外の幼稚園型、保育所型、地方裁量型も含めた4類型すべてが「施設型給付」の対象となりました。

#### ウ. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

子ども・子育て支援新制度では、保育が必要な子どものいる家庭だけではなく、すべての家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られるよう措置が講じされました。保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・

助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業は「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

#### [○地域子ども・子育て支援事業について]

##### 地域子ども・子育て支援事業について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。  
(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

##### 【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

出典：内閣府資料

## ●著者略歴

### 高橋 悠 (たかはし ゆたか)

社会保険労務士・行政書士。

行政書士事務所にて約8年間、介護・障害福祉サービス事業所の立ち上げ・運営支援に携わった後、2016年10月に「ゆう社会保険労務士事務所」を開業し、その後2018年9月に「ウェルフェア社会保険労務士法人」として法人化。顧問先のうち7割以上は介護・障害福祉サービス事業所であり、業界に特化した労務およびコンプライアンスの支援サービスを行っている。

著書に『改訂版 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）事業所運営・管理ハンドブック』『障害福祉サービス事業所の処遇改善加算・特定処遇改善加算実務ハンドブック』（いずれも日本法令）がある。

## 企業主導型保育所の 経営・労務管理ハンドブック

令和3年10月1日 初版発行

検印省略



# 日本法令®

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著者 高橋 悠  
発行者 青木 健次  
編集者 岩倉 春光  
印刷所 神谷 印刷社  
製本所 国宝社

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp  
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp  
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださいお取替えいたします。

・**JCOPY** 〈出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: [info@jcopy.or.jp](mailto:info@jcopy.or.jp)）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用であっても一切認められません。

© Y.Takahashi 2021. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72857-4